

令和5年10月16日

告示

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC制裁規定第2条第1項5号に基づき、志成ボクシングジム（以下「志成ジム」という）所属ボクサーである大湾 硫斗（ライセンスNo.46960）選手を令和5年10月12日より6か月のライセンス停止処分とする。

理由： 志成ジム大湾 硫斗選手は、令和5年10月13日の試合の前日計量において800g体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は大湾 硫斗選手を令和5年10月12日より6か月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日JBC試合ルール第15条、JBC制裁規定第2条第2項1号に基づき、志成ジムのマネージャーである二宮 雄介（ライセンスNo.49278）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、二宮 雄介が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション